

鹿野川湖 湖面利用ルール



平成 26 年 2 月
鹿野川ダム 湖面利用協議会

目 次

1 . 湖面利用ルールの策定にあたって.....	1
2 . 湖面利用ルールの基本的な考え方.....	2
3 . 湖面利用ルール.....	3
4 . 湖面利用にあたっての手続き	8
5 . 事故発生時の連絡体制.....	10

策 定 :平成 26 年 2 月

試行開始:平成 26 年 4 月 1 日

運用開始:平成 27 年 4 月 1 日

1. 湖面利用ルールの策定にあたって

肱川中下流域の洪水被害の軽減及び電力供給を目的とした鹿野川ダムが昭和 35 年に完成したことより、愛媛県大洲市から西予市に及ぶ延長 11km、湛水面積 2.09km² という広大な水面を有する鹿野川湖が生まれました。

現在鹿野川湖は、ボート競技や釣りなどの湖面利用のほか、湖畔の桜並木の散策など、それぞれの季節に応じて多くの方に利用されています。また、毎年秋から翌春にかけてはオシドリが多数飛来し、多い年は約 4,000 羽（平成 11 年度、全国の約 16%）、近年でも約 200～900 羽* が鹿野川湖周辺で越冬するなど、自然環境面でも重要な役割を果たしており、平成 22 年には鳥獣保護法に基づく特別保護地区にも指定されました。

湖面利用ルールは、このような鹿野川湖の豊かな自然環境を保全しながら、さまざまな目的で鹿野川湖を訪れる方々がより安全、快適に利用できるようにすることを目的に策定されました。今後、鹿野川湖を訪れるすべての方々がこのルールを理解し、適切に利用していただくことで、鹿野川湖及びその周辺地域の魅力がよりいっそう高まっていくことを期待しています。

* ガン・カモ類の生息調査(環境省 http://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html)データを集計



凡	例
—	流域界
■	基準地点
●	主要地点
—	既設ダム

出典)1. 肱川水系河川整備基本方針、平成 15 年 10 月を一部改変



写真 - 1 そう艇競技



写真 - 2 ドラゴンボート大会



写真 - 3 釣り



写真 - 4 オシドリ

出典)2. 国土交通省山鳥坂ダム工事事務所ホームページ

2. 湖面利用ルールの基本的な考え方

(1) ルールの対象

このルールは、鹿野川湖の湖面を利用される方々(ボート、釣りなど)を対象に、それぞれの利用形態にかかる範囲や方法、配慮すべき事項等を定めたものであり、湖畔の散策など湖面を利用されない方は対象としていません。

また、現在行われている湖面利用を前提にしているため、今後新たな利用形態が見られた場合など、必要が生じれば随時見直しを行っていくこととします。

(2) 関係する法令などの遵守

湖面の利用に関係なく、駐車禁止箇所での路上駐車やゴミの投棄等の不法行為を行ってはいけないことは言うまでもありません。

また、船舶番号の表示や小型船舶操縦免許証の携行など、利用するボートに応じて法令に定められた事項を遵守して下さい。

なお、ダム管理者の許可なく、湖岸などに構造物等を設置することはできません。

(3) 鹿野川ダムの確実な運用の確保

鹿野川ダムは下流の洪水被害軽減を目的とした施設であり、大雨が予想される場合にはダムに貯めることのできる容量を確保するためにゲートから放流を行うことで急激な水位変動が生じる場合がありますので、ダム放流警報のサイレンが鳴っている場合には速やかに湖面利用を中止して下さい。

また、湖の水質保全のために湖面に曝気循環装置などを設置している他、湖岸の点検、工事などを行っている場合がありますので、湖面の利用にあたっては、これら河川管理上必要なダムの操作、運用に支障をきたすことのないようにして下さい。

(4) 自己責任による安全の確保

湖面利用にあたっては必ずライフジャケットを着用するなど、利用者自らの責任において安全対策を適切に講じるとともに、気象状況等の情報収集を行うようにして下さい。

なお、事故(油流出など)等による処理費用は原因者負担となる場合があります。また、利用者間で事故等のトラブルが生じた場合には、利用者同士で解決して下さい。

3. 湖面利用ルール

(1) ルールの適用区域

鹿野川ダム の 堤 体 から 肱 川 本 川、 支 川 上 流 側 の 直 轄 管 理 区 間 の 水 面 を 湖 面 利 用 ルー ル の 適 用 区 域 と し ま す。

(2) 利用形態ごとの利用区域、期間

鹿野川湖の自然環境の保全、及びさまざまな船舶が同じ湖面を航行することによる危険を軽減する観点から、表 - 1 のとおり利用形態ごとの利用区域等を定めるとともに、オシドリの越冬期間中は、表 - 2 のとおり保護区域を設けることとします。また、これらを地図上に表したものを図 - 1 ~ 2 に示します。

表 - 1 利用形態ごとの利用区域、期間

利用形態	利用区域	期間
カヌー、カヤック ボート(手漕ぎ、バッテリー付き)	立入禁止区域を除く全域	通年
エンジン(燃料使用)付きボート	鹿野川湖大橋より上流	6月1日~7月31日
	栗木網場より上流	通年
<p>(その他共通事項)</p> <p>ダムの運用に支障を生じさせないよう、以下の範囲を立入禁止区域とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム堰堤付近の網場より下流 ・発電放流立入防止網場に囲まれた範囲、発電放流立入防止ブイより上流 ・曝気装置から半径5m以内 <p>ダム堤体から上流側に約1kmの区域はそう艇コースとして占有されているため、この区域を利用する場合は、愛媛県ボート協会に連絡して必要な手続きを経て下さい。ただし、そう艇等利用者がいない場合に一時的に当該区域を横断することはこの限りではありません。</p> <p>漁業に係る行為等(レジャー目的のブラックバス釣り等以外)は、上記区域に関わらずエンジン(燃料使用)付きボート利用可としますが、本ルールの趣旨を理解して、他者の安全な利用等に十分な注意を行って下さい。</p> <p>ダム管理者への手続きを行った上で行われる行事等の開催時には、上記に関わらず利用区域等が変更になる場合があります。また、人命救助など緊急の対応が必要な場合には、一時的に利用区域を制限することがあります。</p>		

表 - 2 オシドリの保護区域

保護区域	配慮事項	期間
大谷川 (大谷橋より上流に限る)	進入しないこととする。	9月20日~翌年4月10日
曝気5号から栗木網場 までの区域	最徐行し、騒音や引き波を極力発生させないようにするとともに、オシドリを確認した場合はできるだけ離れて対岸を通ることとする。	

(参考)

利用方法	期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
カヌー、カヤック ボート(手漕ぎ、バッテリー使用)					鹿野川ダム湖 全域利用可能								
エンジン(燃料使用)付きボート			栗木網場～上流				鹿野川湖 大橋～上流			栗木網場～上流			
オシドリの保護区域 設定期間		9月20日～翌年4月10日											
				4/10						9/20			

(3) 利用者相互の配慮

- ・利用可能な区域であっても、事故を防止する観点から常に周囲の状況に注意し、十分安全な速度で通行するようにして下さい。
- ・特に、静穏な環境で行われるヘラブナ釣りの利用者を確認した場合、その周辺には極力近づかないようにし、通過する際には最徐行するなどの配慮をお願いします。

(4) 湖面利用時の届出

- ・湖面利用ルールを十分に理解し、これに沿った利用を行っていただくため、湖面を利用する場合はあらかじめ鹿野川ダム湖面利用協議会へ届出書を提出し、入湖証の発行を受けて下さい。
- ・ただし、学校等の団体利用者、漁業組合等に関しては、代表者が一括して届出を提出いただいても結構です。
- ・具体的な手続きは、p.8を参照して下さい。

(5) 湖面へのボート等の搬出入

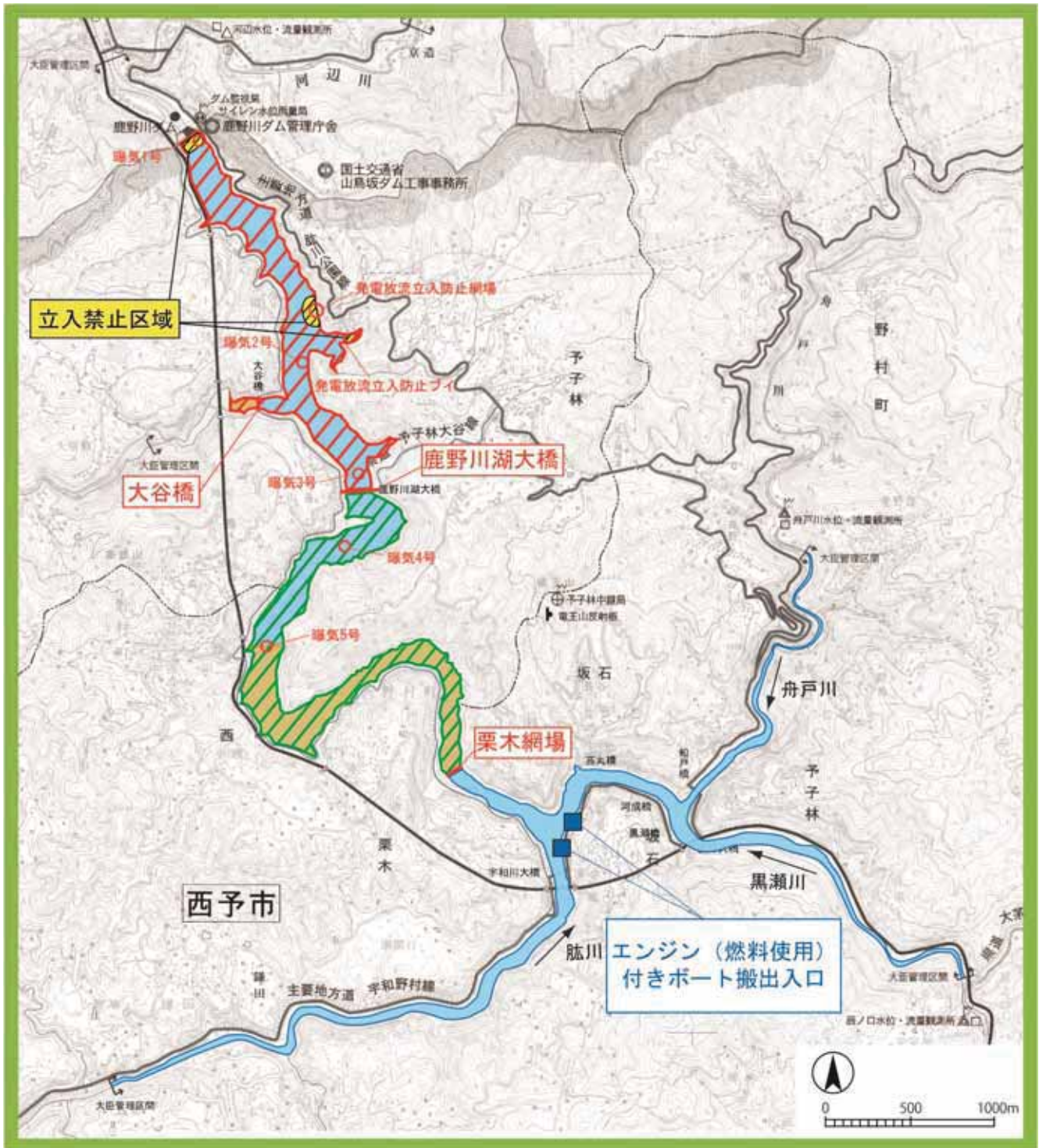
- ・エンジン(燃料使用)付きボートは、西予市坂石の坂路を使用して下さい。
- ・エンジン(燃料使用)付きボート以外は、上記坂路の他、利用可能な既設の坂路を使用してください。なお、そう艇コースを利用するボート等については、ダム堤体右岸上流の坂路を使用して下さい。
- ・ボート等の搬出入にあたっては、交通法規の遵守はもちろんですが、歩行者や他の車両が安全に通行できるよう十分注意するとともに、騒音等により住民の方々へ迷惑がかからないようにして下さい。

(6) 利用時間帯

- ・湖面を利用する時間帯は、日の出から日没までとして下さい。
- ・ただし、レジャー目的(ブラックバス釣り等)のエンジン(燃料使用)付きボートについては、周辺家屋への配慮として、エンジンによる航行(アイドリングは除く)は午前7時以降として下さい。

(7) その他

- ・湖面利用ルールに反した行為が行われている場合には、入湖証を返却していただくことがあります。また、法令違反を確認した場合には関係機関に通報する等の措置を講じます。
- ・皆さんが気持ちよく利用できる、より自然豊かで美しい鹿野川湖となるよう、地域が行う環境保全活動などへの積極的な参加をお願いします。



【凡 例】 本資料に掲載している地図は、国土地理院発行の数値地図25000を使用して作成したものである。





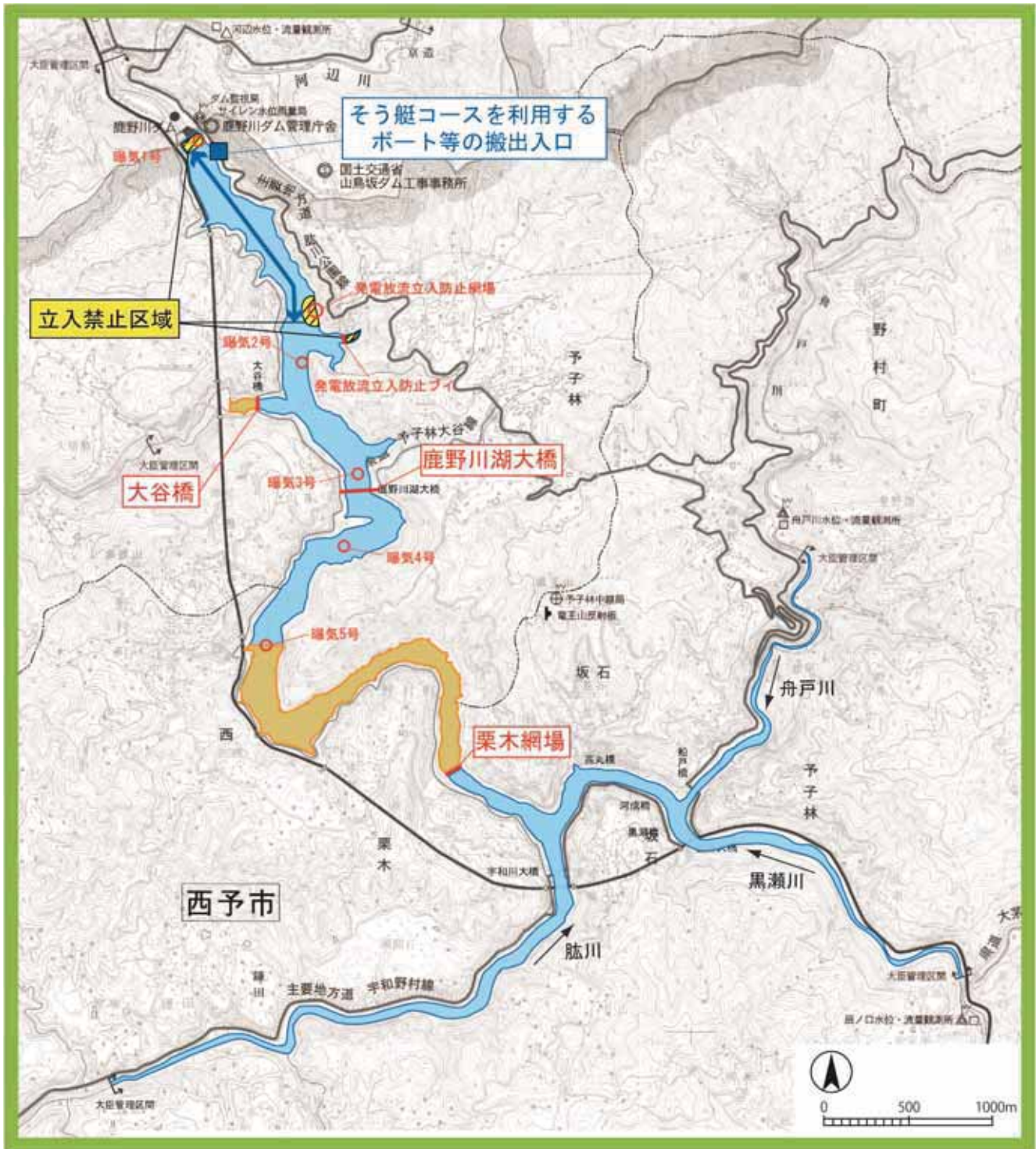
-  : [通 年] エンジン(燃料使用)付きボートの利用不可(ダム堤体～鹿野川湖大橋)
-  : [8月1日～翌年5月31日] エンジン付きボートの利用不可(鹿野川湖大橋～栗木網場)
-  : [9月20日～翌年4月10日] オシドリ保護区域(大谷橋より上流の支川、曝気5号～栗木網場)
-  : 立入禁止区域(ダム網場～堰堤、発電放流立入防止網場、発電放流立入防止プイ)

図 - 1 エンジン(燃料使用)付きボートの利用範囲



【凡 例】

本資料に掲載している地図は、国土地理院発行の数値地図25000を使用して作成したものである。

↔ : そう艇コース

▨ : 立入禁止区域(ダム網場～堰堤、発電放流立入防止網場、発電放流立入防止ブイ)

▨ : [9月20日～翌年4月10日] オシドリ保護区域(大谷橋より上流の支川、曝気5号～栗木網場)

図 - 2 エンジン(燃料使用)付きボート以外のボート等の利用範囲

4. 湖面利用にあたっての手続き

(1) 届出書の提出方法

【目的】

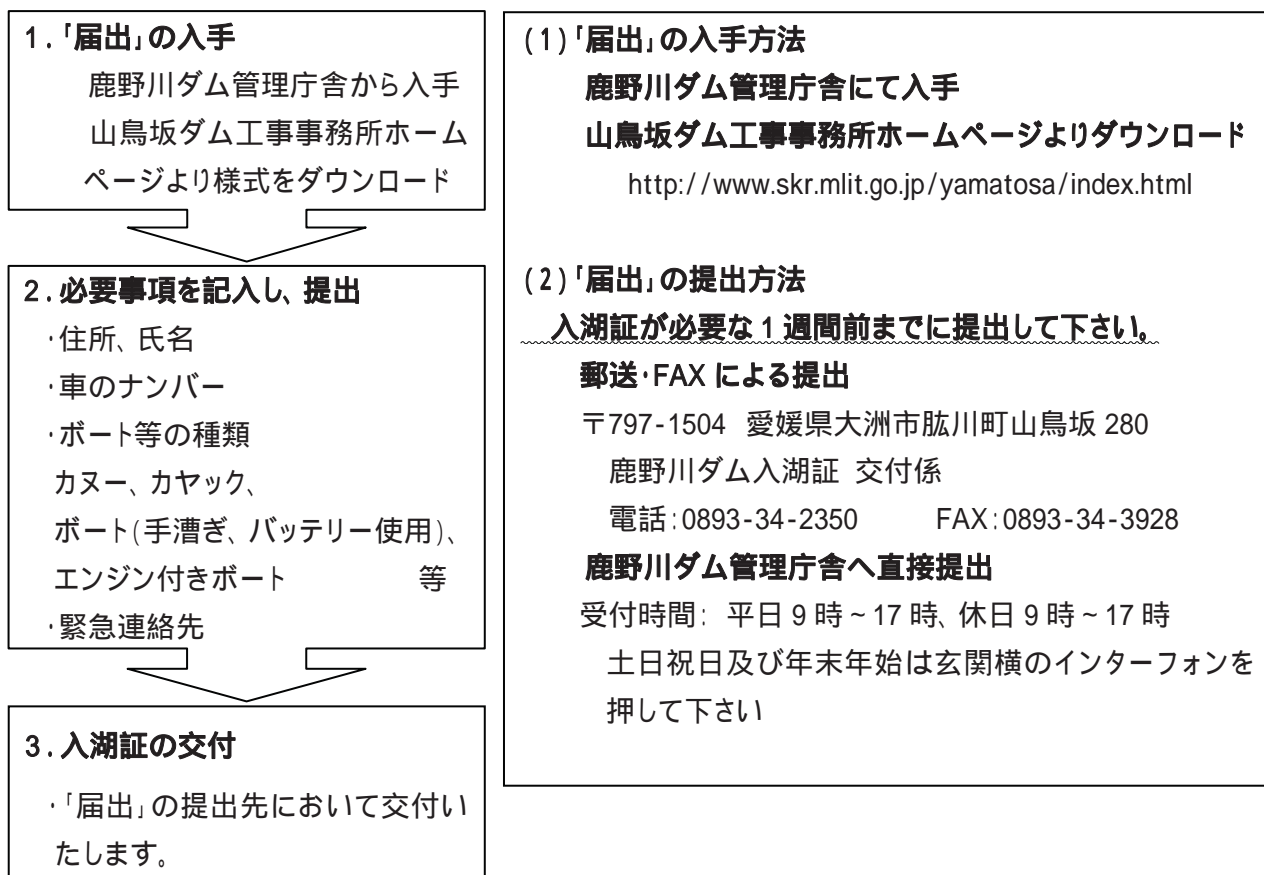
- ・利用者に湖面利用ルール、マナーを十分に理解していただくため
- ・自己責任の下で利用することを理解していただくため

【対象者】

- ・ボートを湖面に乗り入れるものを対象とします。
- ・漁業に係る行為等(レジャー目的のブラックバス釣り等以外)、競技用ボート等の関係者については、代表者の届出で可能です。
- ・レジャー目的等その他の利用では、利用者がそれぞれ届出を行います。

(2) 届出の方法

湖面利用の届出の方法は、次のとおりです。(様式は、P11 参照)



(3) 鹿野川湖の利用方法

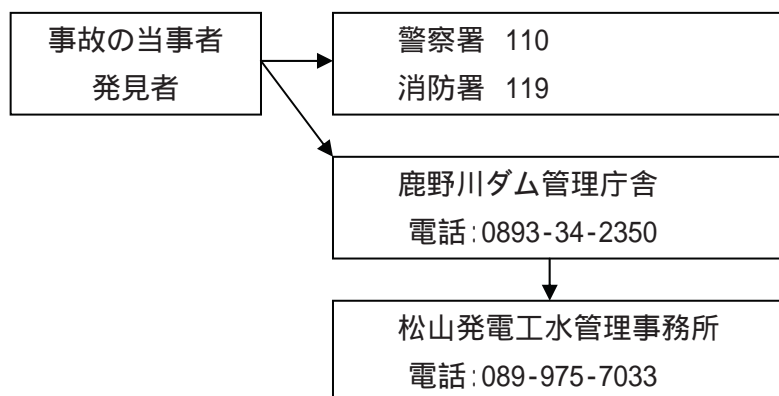
- ・交付された「入湖証」を以下のとおり掲示及び携行して下さい。(様式は、P12,13 参照)
お車でお越しになられた場合、駐車場に駐車した車両内の見やすい位置(フロントなど)に「入湖証(自動車用)」を提示して下さい。
湖面利用中は、「入湖証(携行用)」を常に携行して下さい。

(4) 入湖証の期限等

- ・入湖証の期限は、年度区切りとします。(利用届け出日～3月31日まで)
- ・届出内容に変更等が生じた場合には、届出書の再提出を行ってください。なお、入湖証はそのままご利用できます。

5 . 事故発生時の連絡体制

鹿野川湖及びその周辺において事故が発生した場合は、事故の当事者、発見者は身の安全を確保した後、下記へ速やかに連絡して下さい。



【救急・医療機関】

大洲中央病院

所在地: 愛媛県大洲市東大洲 5 電話:0893-24-4551

市立大洲病院

所在地: 愛媛県大洲市西大洲甲 570 電話:0893-24-2151

受付担当記入

受付日： 年 月 日

入湖証番号： -

様式 1. 届出書類

届 出 書

私は、鹿野川湖において、下記船舶等を利用したいので「届出書」を提出します。

「鹿野川湖 湖面利用ルール」を遵守し、自己責任の下で利用します。

平成 年 月 日

氏名 印

鹿野川ダム 湖面利用協議会 殿

住 所 〒

(電話番号)

ふりがな
氏 名

車のナンバー (例：愛媛 500 し 1234)

船舶の種類 () 内に記入して下さい。

- ・メーカー ()
- ・全長 (m)
- ・カラー ()

船舶登録等 (該当項目にレ点を付けて下さい。)

船舶検査該当船 船舶番号 ()

小型船舶操縦免許証 番号 (第 号)

船舶検査免除船

届出書の提出回数 (該当項目に 印を付けて下さい。)

- ・ 今回が初めて
- ・ 2 回目
- ・ 3 回目
- ・ 3 回以上

緊急時連絡先

(電話番号等)

ここに記載された個人情報は、目的外には一切使用しません。

「入湖証」は、届出書に記載の住所宛に郵送します。

原則として、「入湖証」が必要な 1 週間前までに「届出書」を提出して下さい。

湖面利用の際、お車でお越しになられた場合は「入湖証(自動車用)」を車の見える所に提示して下さい。また、湖面利用中は「入湖証(携行用)」を常に携行して下さい。

届出方法

郵送・FAX による提出

〒797-1504 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂 280

鹿野川ダム入湖証 交付係

電話：0893-34-2350 FAX：0893-34-3928

鹿野川ダム管理庁舎へ直接提出

受付時間：平日 9 時～17 時、休日 9 時～17 時

土日祝日及び年末年始は玄関横のインターフォンを押して下さい。

様式 2-1. 入湖証(自動車用)

入湖証(自動車用) 表面

発行: 鹿野川ダム 湖面利用協議会

入湖証

入湖期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 3 月 31 日

入湖証番号:

交付印

- ・事故のないように、鹿野川湖をご利用ください。
- ・エンジン(燃料使用)付きボートは、栗木網場より上流区間をご利用いただけます。
(6月1日~7月31日の期間は、鹿野川湖大橋より上流区間の利用可能)
また、周辺家屋への配慮としてエンジンによる航行(アイドリング除く)は午前7時以降として下さい。
- ・その他のボート等は、立ち入り禁止区域以外の全域をご利用いただけます。
- ・オシドリの越冬期(9月20日~翌年4月10日)は、「大谷橋より上流の支川」には進入せず、「曝気5号~栗木網場区間」は最徐行し、オシドリに配慮して下さい。
- ・ヘラブナ釣りの利用者を確認した場合、通過の際は最徐行するなどの配慮をお願いします。
- ・湖面利用ルールに反した行為が行われている場合には、入湖証を返却していただくことがあります。



入湖証(自動車用) 裏面

エンジン(燃料使用)付きボートの利用範囲

エンジン(燃料使用)付きボート以外のボート等の利用範囲



- : [通 年] エンジン(燃料使用)付きボートの利用不可(ダム堤体~鹿野川湖大橋)
- : [8月1日~翌年5月31日] エンジン付きボートの利用不可(鹿野川湖大橋~栗木網場)
- : [9月20日~翌年4月10日] オシドリ保護区域(大谷橋より上流の支川、曝気5号~栗木網場)
- : 立入禁止区域(ダム網場~堰堤、発電放流立入防止網場、発電放流立入防止ブイ)
- ⇄: そう艇コース

本資料に掲載している地図は、国土地理院発行の数値地図25000を使用して作成したものである。

様式 2-2. 入湖証(携行用)


入湖証(携行用) 表面

発行：鹿野川ダム湖面利用協議会

入湖証

入湖期間：
平成 年 月 日～平成 年3月31日

入湖証番号： sample



湖面利用中は、この入湖証を携行して下さい。

事故のないように、鹿野川湖をご利用下さい。

入湖証(携行用) 裏面

鹿野川ダム湖面の利用区域の注意点

エンジン(燃料使用)付き ボートの利用不可	通 年	ダム堤体～鹿野川湖大橋
	8月1日～翌年5月31日	鹿野川湖大橋～栗木網場
オシドリ保護区域	9月20日～翌年4月10日	大谷橋より上流の支川 曝気5号～栗木網場

エンジンによる航行(アイドリング除く)は午前7時以降として下さい。

ヘラブナ釣りの利用者の周辺を通過する際は最徐行するなどの配慮をお願いします。

【鹿野川ダム湖面利用協議会】

〒797-1504 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂 280 鹿野川ダム管理庁舎

tel : 0893-34-2350

